

## TRANS-PORTER 規約

(目的)

### 第 1 条

この規約は、アート・プロジェクト KOBE 2019 : TRANS- (以下「TRANS- 」という)におけるボランティア(以下「ボランティア」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

### 第 2 条

ボランティアの名称を「TRANS-PORTER」とする。

(申し込み資格)

### 第 3 条

ボランティアの申し込み資格は、TRANS- に付随する無償での活動が可能で、日本語でのコミュニケーションが可能な平成 16 年 4 月 2 日以前に生まれた者(高校生以上)とする。ただし、18 歳未満の者が応募する場合は、親権者の同意を必要とする。または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に属する者でないものとする。

(活動内容)

### 第 4 条

ボランティアは、次に挙げる活動を行うものとする。

- (1) TRANS- 開催に伴うイベント(ワークショップ等)運用支援
- (2) TRANS- 開催に案内所の補助(案内、安全管理、監視等)
- (3) TRANS- 開催に伴う広報、記録
- (4) TRANS- に関するイベント等運営補助
- (5) TRANS- に関連する企画運営事業で事前に必要事項を TRANS-KOBE 実行員会事務局(以下「事務局」という)に報告し、承認を得たもの
- (6) その他、事務局が必要と認めた活動

(守秘義務)

### 第 4 条の 2

ボランティアは、以下の事項を誠実に守るものとする。

- (1) 活動中に知り得た機密情報、事務局の情報資産・個人情報、他社およびお客様の情報資産・個人情報などを、事務局の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- (2) 活動終了後も、活動中同様に、前項を遵守すること。
- (3) 個人情報は細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

(申し込み方法)

### 第 5 条

「TRANS-PORTER」への登録希望者は WEB フォームを送信するか、申込書をメール添付、FAX、郵送のいずれかの方法で応募するものとする。(必要項目が記入されていない場合には不受理とする。)

(登録期間)

### 第 6 条

登録の有効期間は登録申請書受理後、2020 年 3 月 31 日までとする。

(登録の抹消)

### 第 7 条

TRANS-KOBE 実行委員会委員長は次のような場合、有効期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合
- (2) ボランティアとしてふさわしくない言動があった場合
- (3) 申し込み資格がないことが判明した場合
- (4) 政治活動や宗教活動などの場として TRANS- 及び関連事業などを利用した場合
- (5) その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(本部)

#### 第 8 条

ボランティア活動の事務を処理するため、事務局内(神戸市兵庫区中之島 1 丁目 1-4 関連中央棟事務所 3 階 2 号室)に TRANS-PORTER 本部を置く。

(事務局の責任範囲及び免責)

#### 第 9 条

1. 本活動への参加は、ボランティアの自己責任で行うものとする。
2. TRANS-PORTER 本部は第 4 条に掲げる活動に対して、ボランティア保険に加入するものとする。
3. 本活動の参加に関連して、ボランティアが他のボランティアもしくは第三者に対して損害を与えた場合、またはボランティアが他のボランティアもしくは第三者と紛争を生じた場合、TRANS-PORTER 本部は一切責任を負わないものとし、当該ボランティアは自己の費用と責任でかかる損害を賠償、もしくはかかる紛争を解決し、TRANS-PORTER 本部に損害・負担を与えないよう、適切な措置を講じなければならないものとする。

(ボランティアの権利)

#### 第 10 条

ボランティア活動の記録として事務局が撮影した写真や映像についての権利は全て事務局に帰属し、事務局はこれを広報や報告の為に無断かつ無期限に使用し、公開できるものとする。

2. 活動中にボランティアが作成した文書や画像や企画等の成果物の著作権はボランティアに帰属するが、事務局は事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、これを無償かつ通知を要せず無期限に自由に利用する権利を有するものとする。

(個人情報)

#### 第 11 条

ボランティアが登録した個人情報は適切に管理され、目的外に使用することはなく、不正に第三者に開示・提供されることはないものとする。

(その他)

#### 第 12 条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は TRANS-KOBE 実行委員会委員長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成 31 年 4 月 18 日より施行する。

附則

この規約は、令和元年 6 月 10 日より施行する。

TRANS-KOBE 実行委員会事務局